

平成25年度武蔵村山市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

武蔵村山市監査委員



武監収第20号の3
平成26年8月18日

武蔵村山市長
藤野 勝 様

武蔵村山市監査委員 原 田 友 義

武蔵村山市監査委員 高 山 晃 一

平成25年度武蔵村山市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を実施した結果、次のとおり意見を付します。

平成 25 年度 武蔵村山市健全化判断比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の期間

平成 26 年 8 月 6 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

(2) 審査の対象

平成 25 年度 実質赤字比率

平成 25 年度 連結実質赤字比率

平成 25 年度 実質公債費比率

平成 25 年度 将来負担比率

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠し、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、適正と認められた。

記

	平成 25 年度 (%)	平成 24 年度 (%)	増減	早期健全化基準 (%)
実質赤字比率	—	—	—	12.89
連結実質赤字比率	—	—	—	17.89
実質公債費比率	1.0	2.0	△1.0	25.0
将来負担比率	—	—	—	350.0

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率がない場合は、「—」と表記している。なお、増減欄は、各年度に数値があり、数値比較可の場合のみ表示する。

平成 25 年度 武蔵村山市資金不足比率審査意見書

1 審査の概要

(1) 審査の期日

平成 26 年 8 月 6 日から平成 26 年 8 月 18 日まで

(2) 審査の対象

平成 25 年度 下水道事業特別会計資金不足比率

平成 25 年度 都市核地区土地区画整理事業特別会計資金不足比率

(3) 審査の方法

この審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠し、適正に作成されているかどうかを主眼として審査を実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記各特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、適正と認められた。

記

	平成 25 年度 (%)	平成 24 年度 (%)	経営健全化基準 (%)
下水道事業特別会計 資金不足比率	—	—	20.00
都市核地区土地区画整理事業 特別会計資金不足比率	—	—	

(注) 資金不足比率がない場合は、「—」と表記している。